

15【防衛省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	①提案主体の氏名又は団体名	③提案名	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
補助対象施設の財産処分に係る手続きの簡素化及び国庫納付金不要要件の緩和					
038110	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 ㈱トクヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 ㈱トクヤマロジスティクス 長府工産(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	補助金適正化法第22条 【文部科学省】 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知) 【防衛省】 防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)	市町と地域コミュニティ組織(NPO等)の合意の下に作成された地域の将来計画等に廃校等の遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、廃校となった公立小中学校施設の財産処分において、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①大臣への承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積み立てを不要とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条及び同法施行令(昭和30年政令第255号)第14条において、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合及び耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合を除き、補助事業者等は、各省各庁の長の承認を受けないで、補助事業により取得した財産の譲渡等を行うことはできない旨規定されています。この制限規定は補助目的の達成を図るために設けられたものであるところ、かかる法令の趣旨を踏まえると、財産処分の手続に関し、「国庫納付を不要」とした上で「大臣等への承認手続」をとることなく「報告」をもって替えることができるように「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)」を見直すことは困難と考えます。 他方、同法に基づき補助事業者等から財産処分の申請があれば、個別具体の事情を考慮し、法令に照らして適切に判断することとなります。